

有料職業紹介 基本契約書

(以下「甲」という。)と株式会社東海重工(以下「乙」という。)とは、人材の紹介に関する契約を下記の通り締結する。

第1条(委託事項)

甲は乙に対して、甲が必要とする人材の採用に関する相談及び人材紹介業務(以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

第2条(人材の紹介)

甲は、乙から紹介を受けた人材と乙の承諾を得ずに直接連絡を取ってはならない。

第3条(採用の決定と通知)

甲は、乙から紹介された人材を採用することを決定した場合、乙に対し、直ちに当該採用決定の事実および労働条件(賃金、労働時間、業務内容等、甲と丙が締結する雇用に関する契約書に記載される条件を含むがこれに限られない)を書面、FAX またはメールにより通知しなければならない。

第4条(紹介手数料)

本件業務により採用を決定した場合、採用者の初年度予定年収(基本給、諸手当、賞与、残業代等を含む)の30%(消費税別)の報酬(以下「本件報酬」という)を、入社日の属する月の翌月末日(金融機関休業の場合、前営業日)までに、乙が指定した銀行口座へ振り込む方法により支払うものとする。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

第5条(紹介手数料の返還)

採用者が自己都合または自己の責に帰すべき事由で甲を退職した場合、乙は甲に次の基準で本件報酬を返還することとする。

- (1) 採用者の退職日が入社日から1か月未満の場合：本件報酬の80%(消費税別)を返還
- (2) 採用者の退職日が入社日から1か月以上3か月未満の場合：本件報酬の50%(消費税別)を返還
- (3) 採用者の退職日が入社日から3か月以上6か月未満の場合：本件報酬の20%(消費税別)を返還
- (4) 採用者の退職日が入社日から6か月以上の場合：返還額なし

2 乙は採用者の退職証明書その他退職の確認できる書類により採用者の退職を確認した日の属する月の翌月末日(金融機関休業日の場合は、前営業日)までに、甲が指定した銀行口座へ振り込む方法により本件報酬を返還するものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

3 ただし、本件報酬の返還は、以下の各号のいずれかに該当することが判明した場合にはしないこととする。

- (1) 甲の都合により解雇されたまたは退職したとき
- (2) 本契約書内第6条で規定する不可抗力により不就労となったとき
- (3) 採用者に対する労働条件が労働条件通知書の内容と異なることに起因する退職のとき
- (4) 採用者の退職確認書その他退職の確認できる書類により採用者の退職が確認できないとき

第6条（不可抗力）

不可抗力とは地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能なものを言うこととする。

第7条（機密情報等）

甲および乙は、本件業務の遂行のため知り得た業務上の機密情報および個人情報（以下「機密情報等」という）について厳に機密を保持し、本件業務の目的にのみ使用し、第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとする。また本条は、本契約の終了または解約後といえども有効とするものとする。

- 2 甲および乙が管理する機密情報等について、不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩、その他の事故が発生した場合の責任は、機密情報等の受領者が負担する。

第8条（反社会的勢力排除）

甲および乙は、相手方が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者を以下「反社会的勢力」という）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 2 甲および乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて自己の信用を棄損し、又は自己の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

- 3 甲又は乙が本条に基づき本契約を解除した場合、被解除当事者は何ら賠償を請求せず、また、解除当事者に生じた損害を賠償しなければならない。

第9条（損害賠償）

甲および乙は、本契約の違反、事故、その他自己の責めに帰すべき事由によって、相手方に損害を及ぼした場合には、相手方の被った直接かつ通常の損害について賠償するものとする。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約日から1年とする。ただし、期間満了1ヵ月前までに、甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示がなされないときは、本契約は引き続き1年間更新されたものとし、以後も同様とするものとする。

第11条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（協議）

本契約に定めない事項およびその解釈に疑義を生じた時は、甲および乙は信義誠実の原則に従い協議のうえ決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 :

印

乙 : 許可番号 23-ユ-303144

愛知県名古屋市南区元柴田東町四丁目11番地の1

株式会社東海重工

代表取締役 河野 弘

印